



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
沖縄県議会議員補欠選挙の選挙期日	2
沖縄県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
沖縄県議会議員補欠選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	2
沖縄県議会議員補欠選挙の投票用紙の色	2
沖縄県議会議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所	3
沖縄県議会議員補欠選挙におけるポスターを掲示することができる日	3
沖縄県議会議員補欠選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区の選挙長の事務を行う場所	3
沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	3

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和4年沖縄県選挙管理委員会告示第33号は、廃止する。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,519
- 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,994
- 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
名護市選挙区	16,860
うるま市選挙区	33,140
沖縄市選挙区	37,519
宜野湾市選挙区	26,252
浦添市選挙区	30,488
那覇市・南部離島選挙区	89,185
豊見城市選挙区	16,888
島尻・南城市選挙区	35,691

糸満市選挙区	16,204
宮古島市選挙区	15,283
石垣市選挙区	14,683
国頭郡選挙区	18,138
中頭郡選挙区	41,657

沖縄県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、沖縄県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

- 1 選挙期日 令和4年9月11日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数
那覇市・南部離島選挙区 1人

沖縄県選挙管理委員会告示第47号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における那覇市・南部離島選挙区の選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任した。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

種別	氏名	住所
選挙長	日高清義	那覇市
選挙長職務代理人	前原常雄	那覇市

沖縄県選挙管理委員会告示第48号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における那覇市・南部離島選挙区の沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成24年沖縄県条例第12号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

- 1 日時 令和4年9月2日午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎12階那覇市選挙管理委員会事務局

沖縄県選挙管理委員会告示第49号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸

用紙の色 白色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第50号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における那覇市・南部離島選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

1 日時 令和4年9月13日午後2時

2 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎12階会議室

沖縄県選挙管理委員会告示第51号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会告示第52号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による那覇市・南部離島選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

制限額 候補者1人につき5,918,900円

沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区選挙長告示第1号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県議会議員補欠選挙
那覇市・南部離島選挙区選挙長 日 高 清 義

那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎12階那覇市選挙管理委員会事務局

沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区選挙長告示第2号

令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和4年9月2日

沖縄県議会議員補欠選挙
那覇市・南部離島選挙区選挙長 日 高 清 義

1 日時 令和4年9月8日午後5時30分

2 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号那覇市役所本庁舎12階那覇市選挙管理委員会事務局

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--